

平成28年12月21日

東北税理士会盛岡支部長  
和田 孝 仁 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成29年度給与支払報告書提出時における個人番号確認方法について（回答）

貴職より平成28年12月16日付、財政部市民税課長に対し、電話にて御質問を頂きましたことについて、次のとおり回答します。

## 記

### 1 貴職の御質問について

- (1) eLTAX を利用し給与支払報告書を提出するに当たり、盛岡市が11月に送付した給与支払報告書総括表同封の周知文書にて、個人事業主に対し個人番号の確認書類の画像の添付を求めているが、税務署及び他市町村においては添付不要としているところが多く、同様に添付不要とすることはできないか。
- (2) 個人事業主の代理人として税理士が eLTAX を利用し提出する際に、盛岡市は(1)と同様の措置を求められているが、税務署及び他市町村においては添付不要としているところが多く、同様に添付不要とすることはできないか。
- (3) 盛岡市が添付不要として取扱いを変更する場合、変更経緯の説明を文書により求める。

### 2 回答について

貴職の御質問に対する当市の回答は次のとおりです。

#### (1) について

貴職よりの申し入れ及び盛岡税務署管内関係団体等の動向を勘案し、個人番号の確認書類画像を添付することとした取扱いを変更し、添付の省略を可能とします。

#### (2) について

貴職よりの申し入れ及び盛岡税務署管内関係団体等の動向を勘案し、代理人様が eLTAX による提出を行う場合、個人番号の確認書類画像を添付することとした取扱いを変更し、添付の省略を可能とします。

#### (3) について

「3 番号確認手続の前提となる考え方と変更の経緯について」のとおりです。

今般取扱いを変更したことにより、提出された内容及び状況によっては、一度関与税理士様にて番号を確認の上送信いただいた内容であっても、個人事業主様に対し当市より改めて確認書類等を

求める場合があると想定されますので、御了承くださいますようお願いいたします。

また、紙様式にて提出される関与税理士様におかれましては、諸問題の回避のため、当市が個人事業主様へ配布している総括表を必ず御利用くださいますよう、併せて御協力をお願いします。

これらのことについて御理解くださるとともに、貴職より配下税理士様及び関係各位へお知らせくださいますようお願いいたします。また、当市が個人事業主様への確認を実施した際は、関与税理士様から御助言等の御力添えを賜りますよう、御配慮の程、重ねてお願いいたします。

なお、本回答にて貴職の御理解を賜りました後、周知を速やかに実施したいと考えておりますので、御了解くださいました場合は、文書にてその旨を御返答くださいますようお願いいたします。

### 3 番号確認手続の前提となる考え方と変更の経緯について

#### (1) 給与支払報告書における個人番号確認についての法令上の考え方

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）において、給与支払報告書の受理等のような個人番号を申請者等から取得する際の確認方法としては、原則として個人番号の確認ができる書類及び身元の確認ができる書類を提示又は写しの添付を求めることとなっております。

番号法においては、これらの確認を必須とすることにより、申請者等の正確な個人番号を取得し、なりすまし等を防止する趣旨となっております。

給与支払報告書については、地方税法施行規則第10条第17号様式（以下「総務省様式総括表」という。）等の定めにより、総括表及び個人別明細書に支払者の個人番号または法人番号を記入することとされており、個人事業主様においては個人番号を記入することとなります。

また、eLTAXのようなオンラインによる手続きの場合について、番号法施行規則第4条（代理人については第10条）において個人番号利用事務実施者（盛岡市等）が実施すべき番号確認は次の手段によることと規定されています。

- ① 地方公共団体情報システム機構への確認
- ② 都道府県知事保存本人確認情報の確認
- ③ 住民基本台帳の確認
- ④ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認
- ⑤ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所が記載されているもの）若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信

※ 上記のうち、市区町村が可能となる方法は①及び③～⑤となり、④については番号法上の本人確認が実施できた後となるため、初年度である今回は使用できない方法です。

#### (2) 個人事業主様の給与支払報告書の提出時における番号確認の問題点について

当市において給与支払報告書の受付事務を検討した結果、個人事業主様の提出に際して、次の問題が生じる可能性があると考えております。

(ア) 総務省様式総括表において、個人事業主様の住所・氏名を明確に記載させる取り扱いとなっ

ていないため、事業所の所在地や屋号等のみ記入し、個人事業主様の住所及び氏名等が不明の状態<sup>⑤</sup>で提出される場合があること。

(イ) (ア)の内容では、個人番号を記載されていた場合であっても、当該番号の個人事業主様であるか、検証ができない可能性があること。

(ウ) 番号法等により、地方団体情報システム機構の情報等を検索し確認することが可能であるが、情報が欠落している場合、正当な対象者であるか否かを検証することが困難であること。

さらに、eLTAXによる送信（提出）については、上記に加え次の問題が生じる可能性がある<sup>⑥</sup>と懸念しています。

(エ) eLTAXを利用し給与支払報告書を提出する場合、現在のeLTAXの仕組み上、個人事業主様本人が個人番号カードを使用し、公的個人認証による電子証明書を添付した場合であっても、自動的に個人番号の確認が可能となる電子的情報を付加できないこと。

(オ) eLTAXでの代理送信の場合、添付される公的個人認証の証明書については代理人である税理士様の証明となること、及び個人事業主様の電子証明書は添付省略の取り扱いが可能となるため、利用者登録の内容に不備等がある場合、個人事業主様の住所及び氏名等が確認できない可能性があり、個人番号の確認に支障が出ると想定されること。

(カ) eLTAXは全国統一の形式のため、総務省様式総括表に準じた内容となっていることにより(ア)と同様の状態となること。

これら(ア)～(カ)の状況が生じていることにより、様式等に適切に記入したにもかかわらず、個人事業主様について番号法の趣旨に鑑みた確認が不十分となる事態が想定されます。

このことから、個人事業主様の個人番号、住所、氏名、生年月日等を確認の上、個人番号の確認を実施する必要があるものと判断し、当市が作成及び配布を行った給与支払報告書総括表において、記入欄を補完し対応しております。

また、eLTAXにおいてもオンライン送信の際に認められている方法である確認書類画像の添付<sup>⑦</sup>（官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（ⅰ個人番号、ⅱ氏名、ⅲ生年月日又は住所が記載されているもの）若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信）による確認が適当と判断したものです。

### (3) 番号確認方法の周知に関する当初の検討内容について

番号法に基づく番号確認と身元確認制度の周知を行うに当たり、次のことについて想定し、配慮する必要があるとし、検討を行いました。

(ア) 代理人様が窓口にて提出される場合とeLTAXにより提出される場合とを分けた説明を行った場合、結果として代理人様に提出方法についての説明を求めることとなり、その説明が煩雑になることが想定されたこと。

(イ) 代理人様が窓口で提出される際には、個人事業主様の番号確認書類が必要となるが、eLTAXの場合において添付不要と案内することにより、代理人様への番号確認書類の伝達について混乱を生じさせること。

(ウ) 代理人様の方針等により、窓口にて提出するものであるか、eLTAXにより提出するものであるかは、個人事業主様と代理人様の間の状況により個別に異なることが想定されるため、代理人様による番号の確認が円滑に進めることができるよう、番号確認のための書類の写しを渡す方

法を前面に示すことで、番号確認書類の提出を促しやすい環境を整備する必要があると想定されたこと。

このため、周知文書の作成にあたり、個人事業主様の立場で御覧いただくことを想定の上、提出方法により場合分けを行うこととしました。

内容についてはすでに御承知のとおりと存じますが、eLTAXについては個人事業主様本人が確認書類の画像の添付を行っていただくものとして、代理人様に依頼する場合には窓口受付の場合の状況として想定の上、必要となる番号確認書類の写しを代理人様に渡すこととして、各々個人事業主様が迷うことなく事務を執り進めることができるよう、周知文書を作成したものです。

#### (4) 変更に至る経緯

(1)～(3)のとおり検討を行った結果として、現状制度が内包する諸問題により、個人事業主様が正当な手続きを執ったにも関わらず、結果的に再度確認書類等を求めることとならないようにする方法について周知したものであり、確認方法の不備により社会保障・税番号制度への信頼を損ねることの無いよう、万全を期すべく確認方法を提示したものです。

当市の示した確認方法は、番号法等諸法令に則したものであり、個人事業主様及び代理人様にとりましても、再度の確認を求めることの無い方法と考えております。

しかしながら、御質問にもありましたとおり、同様の事務にもかかわらず税務署を初め他市区町村等により当市と異なる対応であることについては、誠に遺憾であると考えております。

また、これらの現状を鑑みますと、特にも提出対象団体が多い税理士様におかれましては、提出先団体により対応を異にすることとなり、多大な御面倒をおかけする結果となります。税理士様におかれましては円滑な事務を執り進めていただき、当市税務行政への御協力を賜りたいと存じますので、上記の諸問題が内包されているものの、やむを得ず他団体等と同様の取り扱いとすることとし、変更に至ったものです。

#### 4 周知文書の修正について

先に配布した周知文書について、別紙のとおり周知文書を修正し、eLTAXにおける提出時の取扱いの変更を反映した内容とするとともに、eLTAXを利用し代理人様が提出する場合の説明等において誤解を生じさせないよう、併せて修正を行うこととしたいと存じます。

また、本変更経緯の説明を含めた当市ホームページの内容更新、及び必要に応じ個人事業主様等へ再度周知文書の送付等を検討し、機会を捉え確実な周知を図るよう努めてまいります。